

〔参考資料1〕

平成22年度薬価基準改定の概要

1. 実施時期

官報告示：平成22年3月5日（金）

実 施：平成22年4月1日（木）

2. 改定の主な事項

（1）薬価調査結果に基づき、薬価基準を全面改定したこと。

（2）薬価算定方式については、平成22年2月12日の中医協において了解された「薬価算定の基準」に基づき、市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算定したこと。

$$\text{薬価} = \left(\begin{array}{c} \text{当該既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における薬価算定} \\ \text{単位あたりの平均的購入} \\ \text{価格（税抜市場実勢価格} \\ \text{の加重平均値）} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} 1 + \text{消費税率} \\ \text{（地方消費税分を含む。）} \end{array} \right) + \text{調整幅}$$

（3）調整幅については、改定前の薬価に2%を乗じた額としたこと。

（4）改定率は、薬価ベースで5.75%、医療費ベースで1.23%であること。

なお、後発品の置き換え効果の精算分として、後発品のある先発品の薬価引下げを行ったこと。

（5）薬価基準の収載医薬品の告示数は、次のとおりであること。

	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	合 計
告示数	8,676	4,010	2,733	36	15,455

1. 新薬創出・適応外薬解消等促進加算

1) 以下の要件を全て満たす新薬について、市場実勢価格に基づく算定値に対して加算

- ①薬価収載後 15 年以内で、かつ後発品が収載されていないこと。
- ②市場実勢価格と薬価との乖離が、薬価収載されている全医薬品の平均を超えないこと。
- ③再算定対象品でないこと。

2) 加算要件を満たした成分数・品目数（代替新規の場合は新旧製剤1つとして数える）

	内用薬	注射薬	外用薬	合計
成分数	148	138	51	337
品目数	277	257	90	624

なお、このうち、2成分5品目は小児適応の効能追加等に係る加算と重複。

3) 加算率

0～5.1%（相加平均：約 4.2%、加重平均：約 4.9%）

4) 当該加算により薬価が維持された品目の割合

303品目／624品目＝48.6%

5) 後発品のない先発品全体に占める当該加算対象品の割合 約33%

2. 2.2%追加引下げ

1) 後発品のある先発品について、市場実勢価格に基づく算定値（平均下落率 6.3%）から 2.2%追加引下げ

2) 対象品目の成分数・品目数（代替新規の場合は新旧製剤を1つとして数える）

	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬	合計
成分数	290	123	99	1	513
品目数	799	405	267	1	1,472

3) 薬剤費に占める後発品のある先発品の割合 約36%

3. 後発品のある先発品の特例引下げ

1) 後発品が初めて薬価収載された先発品について、市場実勢価格に基づく算定値から4～6%追加引下げ。

2) 対象品目の成分数・品目数（代替新規の場合は新旧製剤を1つとして数える）

	内用薬	注射薬	外用薬	合計
成分数	24	12	6	42
品目数	69	38	6	113

4. 市場拡大再算定

5. 小児適応又は希少疾病の効能追加等並びに真の臨床的有用性の検証に係る加算

6. 不採算品再算定

不採算品のため現行薬価から引上げを行ったもの

対象成分：20成分

品目数：38品目